

令和4年1月1日から 健康保険の傷病手当金の支給期間が通算化されます

治療と仕事の両立の観点から、より柔軟な所得保障ができるよう、健康保険法等の一部を改正する法律（令和3年法律第66号）」により健康保険法等が改正されました。

この改正により令和4年1月1日から、傷病手当金の支給期間が通算化されます。

改正のポイント

● 傷病手当金の支給期間が、支給開始日から「通算して1年6か月」になります。

- ・ 同一のケガや病気に関する傷病手当金の支給期間が、支給開始日から通算して1年6か月に達する日まで対象となります。
- ・ 支給期間中に途中で就労するなど、傷病手当金が支給されない期間がある場合には、支給開始日から起算して1年6か月を超えても、繰り越して支給可能になります。

● この改正は、令和4年1月1日から施行されます。

- ・ 令和3年12月31日時点で、支給開始日から起算して1年6か月を経過していない傷病手当金（令和2年7月2日以降に支給が開始された傷病手当金）が対象です。

支給期間の考え方

現行の傷病手当金の支給期間

療養期間		療養期間		療養期間		
出勤	欠勤	欠勤	出勤	欠勤	出勤	欠勤
不支給	待期間	支給	不支給	支給	不支給	不支給

← 1年6か月 →

※支給開始日から起算して
1年6か月経過後は不支給

改正後の傷病手当金の支給期間

療養期間		療養期間		療養期間		
出勤	欠勤	欠勤	出勤	欠勤	出勤	欠勤
	待期間	支給	不支給	支給	不支給	支給

通算1年6か月

※支給開始日から通算して
1年6か月まで支給

傷病手当金の支給期間の通算化に伴い、 傷病手当金付加金についても通算化されます。

傷病手当金付加金

★当健保組合では、私傷病により傷病手当金の支給対象となった場合、傷病手当金日額の10%を加算する制度があります。期間は傷病手当金と同様に1年6か月です。令和4年1月から改正の傷病手当金の通算化に伴い、当該制度も通算化いたします。

★支給期間の考え方は前ページの傷病手当金と同様です。

※退職後は対象外の為、給付はありません。

延長傷病手当金付加金は 従前の制度に変わりありません。

延長傷病手当金付加金

★当健保組合では、私傷病により傷病手当金の支給対象となった方が1年6か月の給付を受けた翌日以後も、同傷病で医師が労務不能と認めた期間、最長6か月支給を延長する制度があります。

★支給期間の考え方



例：傷病手当金終了日がR4.1.31の場合、支給可能期間はR4.2.1～R4.7.31

※退職後は対象外の為、給付はありません。